

市民協働まちづくり事業補助金 Q & A

Q1 活動実績はあるのですが、団体の規約・会則がありません。申請はできるのでしょうか？

- A 団体の規約・会則がないと申請できません。申請までに団体の規約・会則を整えていただければ大丈夫です。

Q2 今まで行っている既存の事業でも申請できますか？

- A 今まで実施しているものとまったく同じ既存事業については補助の対象となりません。ただし、「新たな視点」を取り入るなど既存事業を拡充したものについては補助の対象となります。

Q3 一度きりのイベントを開催したいのですが対象となりますか？市外開催でも対象となりますか？

- A 対象となります。その場合審査基準の「必要性」や「自立継続性」などを考慮する必要があります。また、市外でのイベントについては、みやま市を広くPRするなどの視点があれば大丈夫です。

Q4 参加費を徴収するなど、有料で行う事業は対象となりますか？

- A 対象となります。ただし、補助対象事業によって得た収入と補助金交付決定額の合計が補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付決定額から減額します。なお、専ら利益のみを目的とした事業は補助の対象となりません。

Q5 6月に事業を予定しているため3月から準備をしていますが、その経費は対象となりますか？

- A 対象となりません。対象となる経費は、補助の申請を経て、補助金交付決定後に係る経費が対象となります。

Q6 公民館で新たに盆踊り大会を企画しているのですが、対象となりますか？

- A 公民館活動など市から他の補助金が交付されている事業については対象となりません。

Q7 翌年度以降も継続していく事業は申請できますか？また、来年度も補助対象となりますか。

- A 補助の対象となります。特に必要と認める場合は同一事業につき3年を限度に申請ができます。ただし、継続事業であっても申請や審査が必要となります。なお、補助制度の見直しや予算の確保などがありますので、来年以降の補助を確約するものではありません。

Q8 備品でパソコンを購入することはできますか？

- A 事業実施に直接必要な備品が対象となりますので、パソコンのような事務的な備品は対象となりません。

Q9 審査とはどのようなものですか？

- A 申請された提出書類に基づき、審査委員会で書類審査を行います。審査基準として「公益性」「必要性」「事業費の妥当性」「自立継続性」など8項目を考慮して審査を行い、審査点数の高い団体から予算の範囲内において補助決定します。

Q10 補助金はいつ支払われますか。

- A 原則的には事業が完了し、実績報告書の提出後となります。しかし、事業の円滑な遂行のために必要であると判断される場合は、交付決定額を事業完了前に請求することができます。